

## 道交法を知ろう

JJ1SXA/池

運転免許の有る者は、道路交通法は知っている筈だが…忘れた、あるいは知らなかったという内容は結構あるものです、何しろ、免許をとる勉強をしたのは大昔の事、免許更新時の講習も、優良ドライバーは簡単に終る、貰った資料はゴミ箱行きか、積読(つんどく)で、新しい知識はほとんど覚ええない、これが一般的な状態だ、そんなわけで、知っている筈の内容の再勉強も良からうかと思えます、当然、車を離れば歩行者、自転車にも乗ります。

TWO FORTY誌第69号(平成19年12月発行)に、「道交法の中の自転車とその他の雑学」という記事を掲載しています、この記事の内容と一部重複する部分もありますというか、引用・転載した箇所も有りますがご容赦下さい。

まずは、「歩行者等の優先」です。

「横断歩道等における歩行者等の優先」というのが、第三十八条の定めです、要約すると、以下のようなことです。

### 1、「徐行」

横断歩道等を通る際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。

### 2、「一時停止」

横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

### 3、「追い越し禁止」

横断歩道の手前から30メートル以内の場所では追い越し禁止。

歩行者優先の原則を守ること、特に信号機の無い横断歩道では、横断しようとする歩行者等がある時は「一時停止」です、統計によると、知ってか知らずか、一時停止をするドライバーに比し一時停止をしないドライバーが圧倒的に多いようです。

然し、歩行者優先とは言え、歩行者にも守るべきルールがあります。

第12条では、

### 1、「横断歩道の利用」

歩行者は、横断歩道がある場所の付近では、その横断歩道によって横断しなければならない。

### 2、「斜め横断の禁止」

歩行者は、道路標識・標示によって斜めに横断ができることとされている場合を除き、斜めに道路を横断してはならない。

また、第13条では、

#### 1、「直前直後横断の禁止」

歩行者は、横断歩道を横断する場合、信号機の信号や警察官等の手信号に従って横断する場合を除き、車両等の直前又は直後で道路を横断してはならない。

#### 2、「横断禁止場所横断の禁止」

歩行者は、道路標識によって横断が禁止されている道路の部分では横断してはならない。

このように、歩行者にもちゃんとしたルールがあるのです、何でもかんでも歩行者優先ではありません。

これは、歩行者の事ではありませんが、多くのドライバーが違反していることです。

第五十条は、「交差点等への進入禁止」という内容です。

- 1、交通整理の行なわれている交差点に入ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点に入った場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。
- 2、車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、自転車横断帯、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入った場合においてはその部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

道路が渋滞気味だと日常茶飯事の行動です、青信号で進んだのだから仕方ないだろうと言うのがドライバーの考えのようですが、「信号残り」は、れっきとした違反です、当然罰則も有ります、違反点数1点、反則金6,000円(普通車)です。

ここからは自転車の事で、冒頭でお断りした通り、TWO FORTY誌記事の内容を引用・転載し、加筆したものです。

自転車に関する条文は多々ありますが、法律の条文は無粋で、読むのは面倒くさいので、要約を以下に羅列します。

- 1、自転車は、軽車両として「車両」に含まれる。
- 2、車体の長さ・幅・構造等により一般的な自転車は「普通自転車」とされる。
- 3、車両は、車道を通行しなければならないが、「軽車両」は、路側帯を通行することができる。
- 4、「普通自転車」は自転車道が設けられている道路においては、「自転車道」を通行しなければならない。
- 5、「普通自転車」は、道路標識等により通行することができることとされている「歩道」を通行することができ、その場合は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。
- 6、スマホや携帯電話を使用しながら自転車を運転することは禁止されていて、違反した

場合には「5万円以下の罰金」が科せられることがあります。(道交法第71条、東京都道路交通規則第8条第4項)

ここで聞きなれない「普通自転車」と言う言葉がでてきましたが、道交法の、れっきとした法律用語で、道交法第2条の用語の意義で、自動車・車両・軽車両・自転車その他の説明がありますが、道交法施行令第9条の2で「普通自転車」の大きさ等ということで、車体の長さ・幅等や構造等が細かく定められていますし、同第9条の3は、普通自転車の制動装置についての定めで、「乾燥した平坦な舗装路面において、制動初速度が10キロメートル毎時のとき、制動装置の操作を開始した場所から3メートル以内の距離で円滑に自転車を停止させる性能を有すること」との条文もあります。

こんなところが常識として知っておいた方が良いと思います、また自転車には、青切符制はなく、摘発されれば赤切符で刑事処分です、

信号無視・一時停止は、3ヶ月以下の懲役または、5万円以下の罰金、無灯火は、5万円以下の罰金、乗車・積載違反(二人乗り)は、2万円以下の罰金または科料となっています、それに、ながらスマホは、5万円以下の罰金、これらは、全て自転車の話です。

街中では違法な通行をする自転車が横行しています、これ等の道交法の規則、特に歩道通行の規則を知って守っている人は極々一部です気を付けましょう。

最後に、飲酒自転車についてです、以前は、今日は飲むから車を置いて自転車だなどと言っていました、自転車もれっきとした車両、第65条(酒気帯び運転等の禁止)…「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」は適用されます、これは、最近改正されたわけでは無く、随分昔からの決まり、ただ、罰則は、酒気帯びでは、反則金・罰金はありません、然し、「酒酔い」となると3年以下の懲役・50万円以下の罰金が適用されます。

呼気1リットルに0.15mg以上のアルコールが検出されると、「飲酒」と判断され、「酒酔い」は、まっすぐに立ってられるか、歩行が困難では無いか、ろれつが回っていないか等を調べて判断、「酒気帯び」は、0.15mg以上のアルコール濃度はあるが、「酒酔いでない」という状態です。

現在、240グループの各局は、自動車の飲酒運転をする局は皆無と思いますが、自転車の飲酒運転も止めましょう、また、今のところ、飲酒歩行の罰則は無いようですが、(厳密には、「酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律」が適用される場合もある)、「酒酔い」の状態での大虎の言動や道路徘徊、寝込み等は厳禁です。

如何でしたか、そうだったんだと言うこともあったのでは？

蛇足ながら、罰則は無いですが、「酒気帯びオンエア」はご愛嬌ながら、「酒酔いオンエア」となると、どうしてもご愛嬌を通り越して、不快感をばらまいてしまう可能性大です、240は「紳士的に」です、最低限のマナーは守りたいものです、今は居ないが過去には居たような…  
(2021年8月記)